

「令和8年度 建設業関係説明会」質問票

No	質問票 受理日	資料 ページ	質問	回答	回答 掲載日
01	R8.5.13	—	<p>中東情勢の影響等について 中東情勢の影響により建設資材等の高騰や供給不足による調達困難な状況にあると、マスコミ報道や受注者からの聴き取りがある。 本市に於いては受注者との協議により、工事一時中止等の措置を講じる予定も生じている。今後の見通しが立たない状況ではあるが、広島県から、この状況に対する統一的な見解や対応策などが発出される予定はあるか。 具体的な事例 ①今回の物価高騰への対応は、契約約款のスライド条項対応となると思いますが、そもそも資材調達が困難な状況を鑑み、積算において諸経費割り増しのような対応は、検討されているか。(例えば、過去の災害時における諸経費割り増し) ②資材調達が困難なことにより、工事が一時的に休止となる場合の技術者配置について、特例的な対応を行う予定があるか。</p>	<p>現時点において、①、②ともに対応を行う予定はありません。このことについては、国の動向を注視してまいります。なお、②について、中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては、次のとおりとしています。 ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。 ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期となった場合は、技術者の途中交代が認められる。</p>	R8.5.27
02	R8.5.14	P42	<p>低入札価格調査制度における調査基準価格の算出方法の見直しについて (対象:建設工事について) 調査基準価格の算出方法の改正に伴う対象となっているのが「建設工事」であるが、具体的な工種はどの範囲か。</p>	<p>範囲は広島県が発注する建設工事となり、対象は「直接工事費」及び「諸経費(共通仮設備、現場管理費、一般管理費等)」で構成される工事となります。</p>	R8.5.27
03	R8.5.14	P42	<p>低入札価格調査制度における調査基準価格の算出方法の見直しについて (各科目における端数処理について) 調査基準価格の端数処理が不明なので、直工×0.97、共通×0.9、現場×0.9、一般×0.68の各端数処理を教えてください。 また上記を合計した金額が調査基準価格であるが、この調査基準価格の端数処理も教えてください。</p>	<p>調査基準価格の算出式や端数処理などについては、令和8年6月1日に改正する建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱に記載しておりますのでご確認ください。 「広島県の調達情報」トップページ> 入札・契約制度> 入札・契約制度関係要綱> 「発注手続等」の「4.低入札価格調査等」 1.建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱【令和08年6月1日一部改正】 (https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k01/k01nyusatu-keiyaku02/teinyu-01_0806.pdf)</p>	R8.5.27
04	R8.5.14	P42	<p>低入札価格調査制度における調査基準価格の算出方法の見直しについて (特殊経費工種の場合の率と端数処理について) 農林施設機械、土木電気通信、土木機械設備(工場製作含む)などの複雑な経費工種について 一般土木と比べて下記経費項目が取り扱われている。これらの項目についても調査基準価格算出時にどの率を掛ければよいか、端数処理はどのようにするのか。 農林施設機械:直接製作工、据付間接費、設計技術費、一括計上価格 土木電気通信:機器単体費、機器間接費 土木機械設備:直接製作費、工場管理費、据付間接費、設計技術費</p>	<p>工事の種類ごとの直接工事費などの工事費内訳については、令和8年6月1日に改正する建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱に記載しておりますのでご確認ください。 「広島県の調達情報」トップページ> 入札・契約制度> 入札・契約制度関係要綱> 「発注手続等」の「4.低入札価格調査等」 1.建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱【令和08年6月1日一部改正】 (https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k01/k01nyusatu-keiyaku02/teinyu-01_0806.pdf)</p>	R8.5.27

No	質問票 受理日	資料 ページ	質問	回答	回答 掲載日
05	R8.5.14	P42	低入札価格調査制度における調査基準価格の算出方法の見直しについて (上限、下限値の端数処理について) 調査基準価格の上限下限値 75%~92% となっている。下限値、上限値(工事 価格×75%、92%)を算出する際の端数処理を教えてください。	上限、下限値の端数処理については、令和8年6月1日に改正 する建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱に記載 しておりますのでご確認ください。 「広島県の調達情報」トップページ> 入札・契約制度> 入札・契 約制度関係要綱 > 「発注手続等」の「4.低入札価格調査等」 1.建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱【令和08 年6月1日一部改正】 (https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k01/k01nyusatu-keiyaku02/teinyu-01_0806.pdf)	R8.5.27
06	R8.5.14 (R8.5.27 再提出)	P42	低入札価格調査制度における調査基準価格の算出方法の見直しについて (土木電気、工場製作などの最低制限価格率について) 土木電気通信などの経費基準における最低制限価格算出について、 機器単体費、工場製作費はそれぞれ何パーセントの率を掛けて最低制限価格 を算出すればよいか。またその際の端数処理も教えてください。	最低制限価格制度は、採用しておりません。	R8.6.2
07	R8.5.15	P6	労務費ダンピング調査について 直接工事費が97%を下回ったら、労務費ダンピング調査の対象となるとい うことであるが、重点調査という考え方はなくなるということか。	重点調査は、低入札価格調査のうち、建設工事で入札金額が 予定価格の75%を下回った場合等において、入札価格で安全か つ良質な施工が可能であること等を確認するものです。 一方、建設業の担い手を確保するためには、技能労働者の処 遇改善が不可欠であり、適正な水準の労務費の確保が重要であ るため、労務費ダンピング調査は、直接工事費が官積算の97% を下回った場合を対象とし、計上された労務費の適正性を調査す るものです。 なお、測量・建設コンサルタント等業務の重点調査は、入札金 額が予定価格の70%を下回った場合等となります。	R8.5.27
08	R8.5.21	P42,43	P42、P43の低入札価格調査制度における調査基準価格の算出方法の見直し について 測量・建設コンサルタント等業務における入札金額については、今まで通り千 円単位のままとなるのか、それとも国に準じて万円単位となるのか。 また、建設コンサルタント業務についての予定価格は今まで通り公表される か？	調査基準価格の算出式や端数処理などについては、「広島県 調達情報」に掲載されている令和8年6月1日に改正する「測量・ 建設コンサルタント等業務における低入札価格調査制度事務取 扱要綱」に記載しておりますのでご確認ください。 【測量・建設コンサルタント等業務における低入札価格調査制度 事務取扱要綱のリンク先】 https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k01/k01nyusatu-keiyaku02.html#teinyu なお、測量・建設コンサルタント等業務における予定価格の公表 時期については変更ございません。	R8.6.2

No	質問票 受理日	資料 ページ	質問	回答	回答 掲載日
09	R8.5.25	P4	P4の工事費内訳書について、建退協制度の掛金で「中退共」の場合の入力方法を教えてほしい。	建設業退職金共済制度以外の退職金制度(中退共等)に係る掛金等については、工事費内訳書における「現場管理費のうち、建退共制度の掛金」への計上は不要です。 なお、建退共制度の掛金に関する納付の対象者がいない場合には、金額の欄に「-」と記載してください。	R8.6.2
10	R8.5.25	P42	P42の調査基準価格の算出方法に全国標準モデルを適用とあるが、全国標準モデルの根拠資料の明示または参考URLを明示してほしい。	国土交通省で運用している低入札価格調査の制度と同様の制度となります。詳細は国土交通省のHPよりご確認ください。 【国土交通省HPリンク先】 https://www.cgr.mlit.go.jp/hattyu/teinyusatu/85kizyun20240415.pdf	R8.6.2
11	R8.5.25	P43	P43の改正後の計算式について、計算の端数処理方法を教えてほしい。	調査基準価格の算出式や端数処理などについては、「広島県調達情報」に掲載されている令和8年6月1日に改正する「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」に記載しておりますのでご確認ください。 【建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱リンク先】 https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k01/k01nyusatu-keiyaku02.html#teinyu	R8.6.2
12	R8.5.25	P6	P6の「ウ 調査対象者」について直接工事費が97%を下回った場合とあるが、共通仮設費の積上げ部分が90%を下回った場合、共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費でそれぞれ90%、68%を下回った場合は何か調査の対象となるかか。	労務費ダンピング調査については、直接工事費が97%を下回った場合を対象に実施することとしております。 また、その他の各経費について、官積算と比較して著しく低いと判断される場合には、「広島県工事費内訳書取扱要領」に定める完成後の調査の対象となります。	R8.6.2
13	R8.5.25	P6	No12で、仮に官積算に違算があり直接工事費が97%を下回った場合、どのような調査となるのか。	違算が発生した場合には、発生した状況等を踏まえ適切に対応してまいります。	R8.6.2

No	質問票 受理日	資料 ページ	質問	回答	回答 掲載日
14	R8.5.25	P43	P43の調査基準価格について、改正前は標準偏差を用いた計算をしていたが、改正後は調査基準価格、低入札価格調査制度における標準偏差による計算は完全に無くなるという認識でよいか。	<p>調査基準価格については、改正後、標準偏差を用いた計算ではなくなります。</p> <p>一方、建設工事や測量・建設コンサルタント等業務などの低入札価格調査制度事務取扱要綱にある別記1「適正な履行確保の基準」に用いる「総額失格基準価格」については、これまでと同様に有効な入札価格を基に算出した平均の額から標準偏差を引いた額に相当する額となります。詳細は低入札価格調査制度事務取扱要綱にある別記1「適正な履行確保の基準」をご確認ください。</p> <p>【建設工事リンク先】 https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k01/k01nyusatu-keiyaku02.html#teinyu</p> <p>【測量・建設コンサルタント等業務リンク先】 https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k01/k01nyusatu-keiyaku02.html#teinyu</p>	R8.6.2
15	R8.5.25	P13	P13の(5)工事成績評価について、週休2日に取組む姿勢が見られなかった場合、必要に応じて工事成績評価を減点するとあるが、具体的な減点方法と減点点数を教えてください。	<p>「広島県 調達情報」に掲載されている「土木工事成績評価基準」における考査項目の「法令遵守等」に記載されている、措置内容に応じて判断します。</p> <p>【土木工事成績評価基準リンク先】 https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k01/k01nyusatu-keiyaku03.html</p>	R8.6.2
16	R8.5.25	P6	P6の「イ 工事費内訳書様式の改正」について、労務費の算定方法は全部の案件で提出が必要なのか。(労務賃金調書は調査基準価格未満で入札した者だけが提出対象)	<p>労務費ダンピング調査対象案件においては、全ての入札において「様式2-2 労務費の算定方法」の提出が必要です。</p>	R8.6.2
17	R8.5.25	P4	P4の材料費、労務費の「一部のみ計上」について、下請予定事業者からの見積書を徴さず、労務単価×歩掛で算定している場合で、市場単価、標準単価方式が設計書の一つでも含まれている案件は全て「一部のみ計上」と記載する必要があるのか。	<p>部分的な活用を含め、市場単価方式や標準単価方式等により積算している等、材料費等の算出が困難な場合には、「一部のみ計上」等と記載してください。</p>	R8.6.2
18	R8.5.25	P42	P42で調査基準価格の算出方法の変更が公表されたが、総額失格基準については記載がない。廃止されていない場合、計算式を教えてください。	<p>No14のご質問に対する回答と同様となります。</p>	R8.6.2

No	質問票 受理日	資料 ページ	質問	回答	回答 掲載日
19	R8.5.25	P42	低入札価格調査制度における調査基準価格の算出方法の見直しについて 総額失格基準価格の算出方法に変更はあるか。	総額失格基準価格の算出方法に変更はありません。	R8.6.9
20	R8.5.26	P21	総合評価において配置予定技術者を若手技術者配置で加点を得て落札し、 工事期間中に若手技術者が育休で1か月休暇を取得した場合、工事を継続す るにはどのように対処すればよいか。 休暇期間中に代理の技術者を配置すればよいか、代理の技術者は若手又 は女性・入札時に問われた従事経験等を問われるのか、入札時の配置技術者 を変更することで、工事成績評定で減点等のペナルティーの対象になるのか等 の対処方法を教えてほしい。	主任技術者や監理技術者などの配置予定技術者が一定期間現 場を離れる場合は、「監理技術者制度運用マニュアル」のとおり、 適切な施工ができる体制を確保するとともに、発注者の了解を得 ている場合に、差し支えないものとし、工事を継続することができます。 一方、総合評価で評価した配置予定技術者と異なる技術者を配 置した場合、当該技術者の各得点が配置予定技術者の得点を 下回る評価内容があれば、評価項目ごとに工事成績評定の減点 を行います。 ただし、受注者の責によらない理由(死亡、育児等)による技術者 変更については、減点は行いません。 【監理技術者制度運用マニュアル】 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001859191.pdf	R8.6.9
21	R8.5.26	P42	調査基準価格の算出方法が全国標準モデルを適用となったが、総額失格基準 価格は従来通りの計算式(5者以上の場合は平均値から標準偏差を減ずる、5 者未満の場合は平均の90%)で算出されるという解釈でよいのか。	ご認識のとおりです。 建設工事や測量・建設コンサルタント等業務などの低入札価格 調査制度事務取扱要綱にある別記1「適正な履行確保の基準」 に用いる「総額失格基準価格」については、改正はしておらず質 問にある計算式のとおりとなります。 【建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱】 https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k01/k01nyusatu-keiyaku02/teinyu-01_0806.pdf	R8.6.9
22	R8.5.26	P42	現行の制度では総合評価落札方式において調査基準価格を下回る金額で入 札となった場合、請負対象設計金額が5億以上の場合は施工体制点の5点が 加点されない制度となっている。今回の説明資料にはその部分を改正する旨 の記載はないが、改正されないと理解してよいか。また、ダンピング防止の目 的であれば5億円以上・未満に関係なく一緒であると考えるが、5億円以上が 非適用になる理由を教えてほしい。	改正はありません。 請負対象設計金額が5億円以上の場合は、施工体制評価の設 定を行っておりません。 これは、工事の規模や難易度等によっては低価格でも適正に施 工できる場合もあり、特に大規模な工事においては、これらの傾 向が強いと考えているためです。	R8.6.9

No	質問票 受理日	資料 ページ	質問	回答	回答 掲載日
23	R8.5.26	P42	<p>現行の制度では請負対象設計金額が5億円以上の場合は総額失格基準非適用となっている。今回の説明資料にはその部分を改正する旨の記載はないが、改正されないと理解してよいか。また、これは総合評価の趣旨である「価格以外の要素を含めて総合的に評価」を逸脱し、価格競争になると考えるが、5億円以上が非適用になる理由を教えてください。</p>	<p>建設工事などの低入札価格調査制度事務取扱要綱にある別記1「適正な履行確保の基準」に用いる「総額失格基準価格」は、改正していません。 これは、工事の規模や難易度等によっては低価格でも適正に施工できる場合もあり、特に大規模な工事においては、これらの傾向が強いているためです。 なお、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないことから、原則、請負対象設計金額6千万円以上の工事において、総合評価落札方式を導入しています。</p>	R8.6.9
24	R8.5.26	P42	<p>調査基準価格の算出方法が全国標準モデルを適用となったが、今回の改定においても総合評価落札方式において、5億円以上の工事については調査基準価格を著しく下回る低価格入札での落札が可能であると考え。建設工事の適正な施工及び品質の確保と担い手の確保のため、このような制度自体についても施工体制点を減ずる国土交通省等の全国標準モデルを適用する必要があると考えるが、検討はされているか。</p>	<p>引き続き広島県発注の入札状況等を把握するとともに、国または他県等の状況を注視していきます。</p>	R8.6.9
25	R8.5.28	P48	<p>地域維持業務委託関係の記載がないが、今まで、入札時に内訳書は不要であったが、今後は内訳書が必要となるのか。</p>	<p>地域維持業務に関する内訳書の取扱いに変更はありません。</p>	R8.6.9
26	R8.5.29	P9	<p>コミットメント条項の導入について コミットメント条項④に「発注者が必要と認めた場合の情報開示」とあるが、どのような場合に必要と認められるのか具体的に示してほしい。直接工事費が官積算の直接工事費の97%を下回った場合か？ また、情報開示で求められる書類①②③は、具体的にどのような書類を提出すればよいか。例えば①について、調査該当工事のみに関する技能労働者への賃金支払書類というものはないが、給与明細等が当てはまるのか。</p>	<p>適正な労務費の確保や適正な賃金支払いの確認のために必要となる場合などに提出を求めることが想定されますが、具体的な取扱いについては個別の状況を踏まえ判断してまいります。 提出を求める書類としては、 「①元請事業者の技能労働者への適正な賃金支払」については「雇用する技能者に適正な賃金を支払ったことを宣言した書面である「誓約書」、 「②下請事業者に対する適正な労務費支払」及び「③コミットメント条項を含む下請契約の締結」については「下請事業者との「契約書の写し」の該当部分」等をそれぞれ想定しております。</p>	R8.6.9